

ふくしま共生サポーター 養成講座



トリリン サルルン ケンタン ともたろう

【実施機関（者）名（例：福島県障がい福祉課）】

日時 令和 年 月 日（ ）

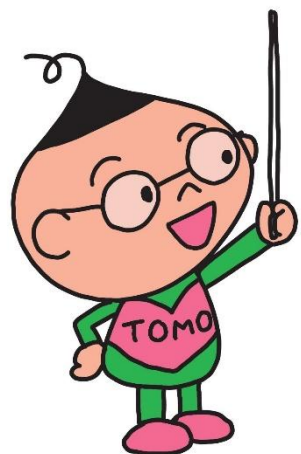
場所

Ⅰ はじめに ～福島県の障がい者施策～

「第5次福島県障がい者計画」 （令和4年度～令和12年度）

「障がいのある方の人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現」

～障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を目指して～



地域生活への移行支援

自立した生活を送る
ための支援

活躍できる社会づくり

安全・安心で差別の
ない社会づくり

2 「障がい」と「障がいのある方」

県内の障害者手帳所持者

114,105人

※令和8年4月1日現在

身体障害者手帳

72,509人

視覚障がい

聴覚障がい
平衡機能障がい

音声・言語
そしゃく

肢体不自由

内部障がい

療育手帳

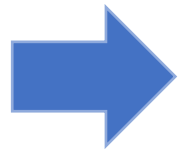
21,228人

精神障害者保健福祉手帳

20,368人

福島県の人口 1,701,013人

(令和8年4月1日現在 福島県の推計人口)



障害者手帳を所持している方

県の人口の 6.7% 15人に1人



障害者手帳について

身体障がい

身体障害者手帳（１～６級）

外見ではわからない障がい、先天的な障がい、事故等が原因の後天的な障がいもあり多様です。同じ障がい種別であっても、程度には個人差があります。

知的障がい

療育手帳（Ａ、Ｂ）

知的能力の発達が同年代の人に比べて低い水準にとどまっているため、生活や他人とのコミュニケーションに支障が生じている状態のことです。

精神障がい

精神障害者保健福祉手帳（１～３級）

統合失調症や気分障がいの他、発達障がいや高次脳機能障がいも該当します。外見からは分からないことが多く、周囲の理解が求められます。

- ・ 手帳に該当しない障がいのある方、指定難病の患者さんなども、障がい福祉サービスを利用可能
- ・ 障がい支援区分、要介護度
→ 数字が大きい程重度
- ・ 手帳の等級
→ 障害年金の等級、障がい支援区分、要介護度等とは制度が異なる

法律による「障がいのある方」の定義

「障害者基本法」「障害者差別解消法」

身体障害者、知的障害者、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

「障害者雇用促進法」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者

法律の目的によって定義は様々

「障害者総合支援法」

1 8歳以上の

- ・身体障害者（身体障害者福祉法）
- ・知的障害者（知的障害者福祉法）
- ・精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）※発達障害者を含む
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

障がいのある方への理解を深めるための 3つのポイント



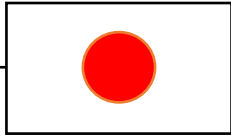
- 1 「障がいのある方」と ひとくくりにしない ようにしましょう。
- 2 自分の価値観だけで判断せずに、 本人の意思を尊重 しましょう。
- 3 積極的にさまざまな方と交流 するようにしましょう。

障がい者福祉の歴史

2006年 国連総会 「障害者権利条約」採択

スローガン 『Nothing About Us Without Us!』

私たちのことを私たち抜きで決めないで！



2007年 条約に“署名”

【国内法整備】

2011年 障害者基本法改正（国としての基本的な姿勢、考え方を示す）

2012年 障害者総合支援法成立（地域における日常生活や社会生活を支援）

2013年 障害者雇用促進法改正（雇用分野での障がい者差別を禁止）

2013年 障害者差別解消法成立（障がいを経由とする差別の解消を推進）

2014年 障害者権利条約“批准”

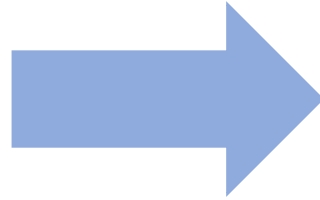
3 そもそも「障がい」とは何だろう？

障がいの医学モデル（個人モデル）と障がいの社会モデル

医学モデル

お店に入れない…
(原因)

⇒ 足に障がいがある



リハビリをして
歩けるように
なるべき？

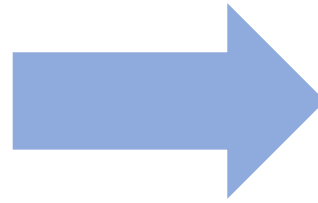


社会モデル

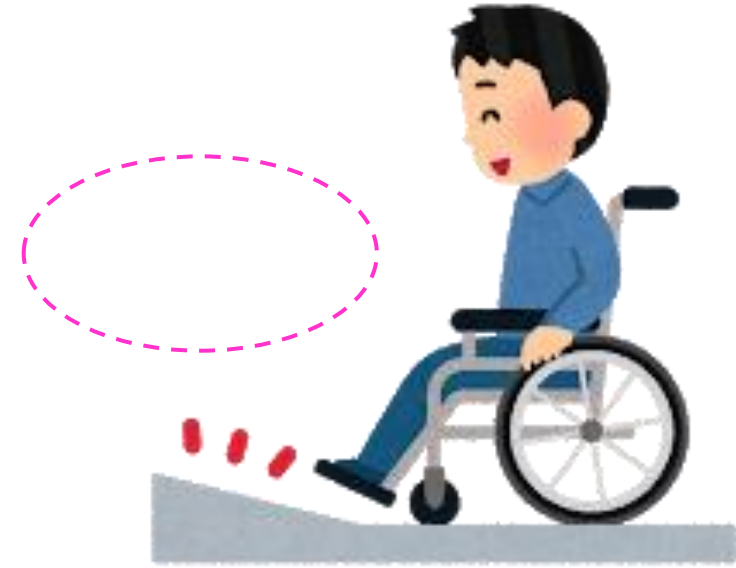
お店に入れない…
(原因)

⇒ 入口に段差がある

社会的障壁



段差を無くせばお店に入れる！
⇒ 社会モデルでは障がいが解消



車いすの方は何も変わっていない
変わったのは周囲の環境

- ・社会モデルでは、「障がい」とは本人の医学的な心身の機能の障がいを指すもの（医学モデル）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものと考えられています。

【社会的障壁】

（障害者基本法第二条・障害者差別解消法第二条）

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」



社会モデルに基づくと、「障がい」とは障がいのない方にとっても人事ではないことが分かります。

物理的な障壁

- ・建物に段差があって入れない
- ・道路に点字ブロックがない
- ・障害物があって車椅子では通行できない など

文化・情報面の障壁

- ・映像に手話や字幕がついていない
- ・施設に点字案内板や音声による案内がない
- ・複雑で分かりにくい表現 など

4つの 社会的障壁

制度的な障壁

- ・就職をしたくても、障がいがあるという理由で採用されない
- ・点字での試験をしてくれない
- ・盲導犬と一緒にお店に入ろうとしたら断られる など

意識上の障壁

- ・心ない言葉や視線、偏見
- ・障がいは自分には関係ない
- ・障がいのある方だからできないのは仕方ない など

もし2階建ての建物に階段もエレベーターもなかったら??

◇2階に上がれない⇒障がいがある



① はしごを借りる (合理的配慮の提供)

② 工事をして階段を設置 (環境の整備)

障がいが解消!



▶ 車いすで同じ建物を利用するとしたら…?



障がいのない方に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれている



障がいの有無によって分け隔てられない**共生社会の実現**のために

障がいのある方に対しても「**合理的配慮の提供**」や「**環境の整備**」を!

4 障害者差別解消法とは

平成25年6月成立・平成28年4月1日施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(平成二十五年法律第六十五号)

(目的)

第1条

この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

障害者差別解消法とは

障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しているもの。

キーワードは2つ！



不当な差別的取扱いの
禁止

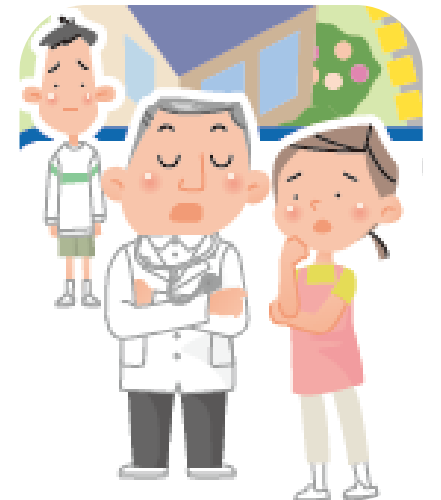
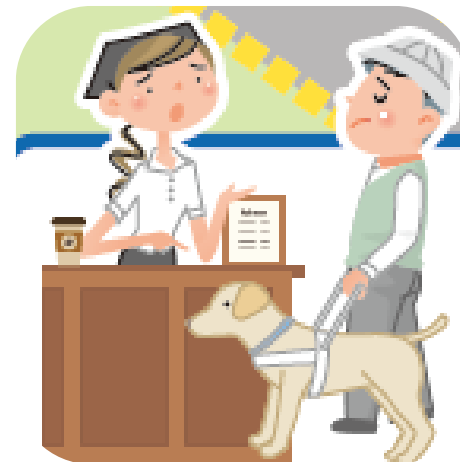
合理的配慮の提供

不当な差別的取扱いの禁止

差別解消法では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

不当な差別的取扱いの例

- 障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付添の人だけに話しかける。
- 障がいを理由に付き添い者の同行を求めたり、逆に拒んだりする。



合理的配慮の提供

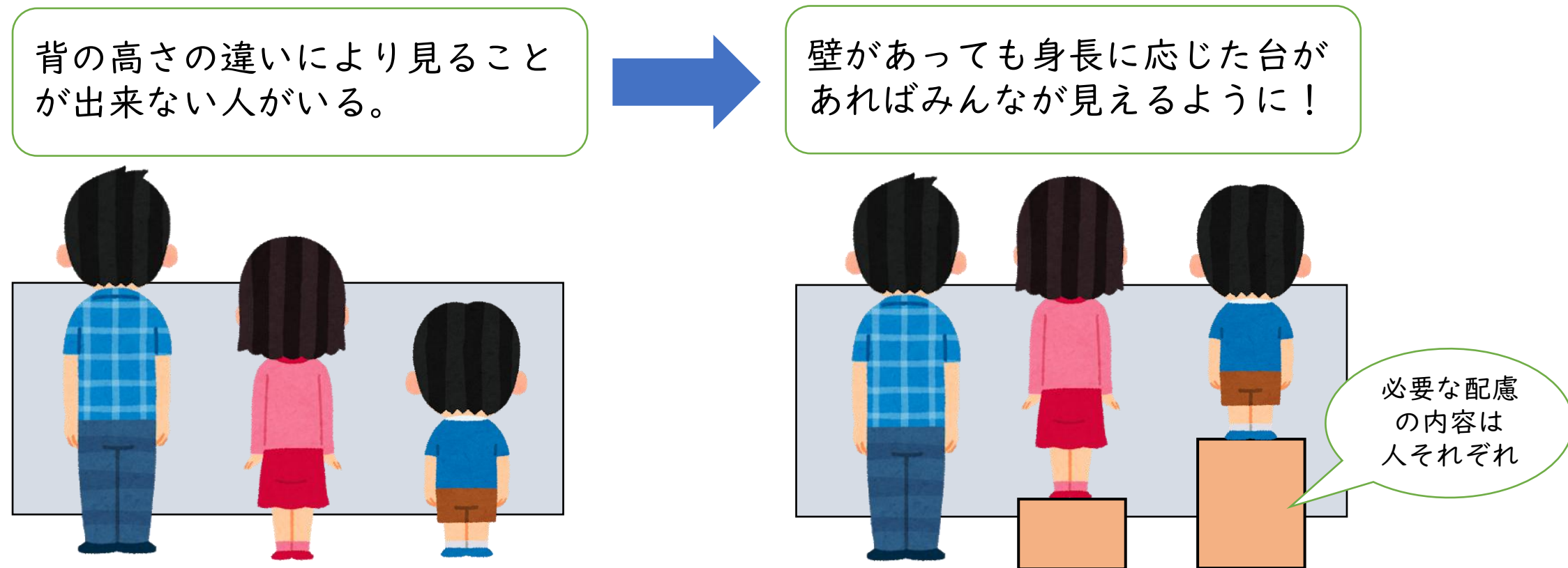
障がいのある方は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。差別解消法では、役所や事業者に対して、障がいのある方から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。



合理的配慮の例

- 耳や目が不自由な方に手話や筆談、読み上げなどを行う。
- 車いすの方に高いところに置かれた商品などを取って渡す。
- 本人が希望する方法で丁寧にわかりやすい説明を行う。

- ・ 障害者差別解消法で求めている「合理的配慮の提供」は、障がいのある方を特別扱いすることではありません。
- ・ 障がいのある方が、障がいのない方と平等な機会を得られるようにする、これが根本にあります。



建設的対話を通して、それぞれの場面や障がいに応じた配慮を

	不当な差別的取扱い	障がい者への 合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止 (してはいけない)	法的義務 (しなければならない)
民間事業者 ※1	禁止 (してはいけない)	法的義務 ※2 (しなければならない)

※1 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

※2 令和6年4月、改正障害者差別解消法の施行により、「努力義務」から変更。

6 障がい特性と私たちができること

～合理的配慮事例に関する動画から～

04

合理的配慮事例

Case 1

買い物 身体障がい（肢体不自由）

商品が高い位置に陳列されているなど、車いすに乗っていると手が届きにくい場所もあります。



対応と配慮事項

手が届きにくい商品がある場合は、欲しい商品を確認して代わりに取るなどの手伝いをします。



P. 16

04

合理的配慮事例

Case 2

受付 身体障がい（肢体不自由）

車いすは高さ調節が難しいため、受付窓口との高さが合わず、一般での受付が難しいことがあります。



対応と配慮事項

無理に受付窓口を利用せずに、別のやり方で受付を行うなどの対応をします。



P. 17

04

合理的配慮事例

Case 3

街の中 知的障がい

工事などでいつも利用していた道が使えず、困ってしまいます。



対応と配慮事項

どの道を通れば目的地に着くか説明し、いつも使っていた道に着くまで案内を行います。



P. 18

※福島県『合理的配慮ガイドブック』より

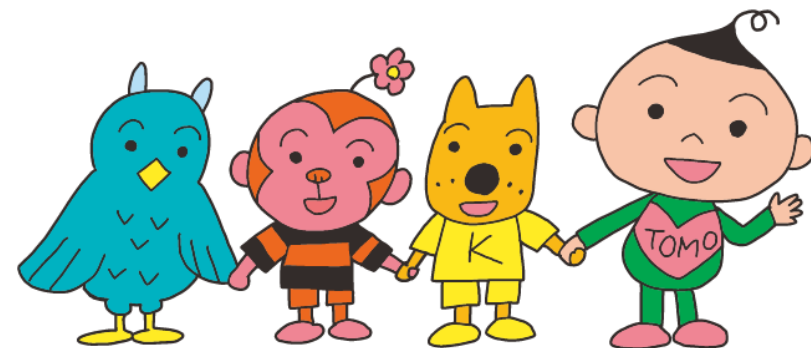
7 福島県からのお知らせ

【お知らせその1】

県では、共生社会の実現に向けて、
平成31年4月1日に二つの条例を施行しました。

○障がいのある人もない人も共に暮らしやすい
福島県づくり条例（令和6年4月1日改正条例施行）

○福島県手話言語条例



【お知らせその2】

障害者差別解消法が改正され、**民間事業者の合理的配慮の提供が義務化**されることから普及啓発のための動画・ガイドブックを作成しました。

研修や学習会などさまざまな場面でご活用ください。

福島県 合理的配慮

検索



【お知らせその3】

『ヘルプマーク』を知っていますか？

義足や人工関節を使用している方、
内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、
外見から分からなくても援助や配慮を必要と
している方々が、周囲の方に配慮を必要とし
ていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマークを知っていますか？
援助が必要な方のためのマークです。

ふくしま共生 サポーターについて



ふくしま共生サポーターとは？

【サポーターの登録】

受講された皆様に、福島県から

『**ふくしま共生サポーター受講証**』

を発行し、サポーターとして登録します。



この**缶バッジ**
が
受講証です！

【サポーターの具体的な活動】

- (1) 職場や地域において、障がいや障がいのある方への理解が促進するよう情報発信を行う。
- (2) 障がいのある方と交流などを通じて、自らの障がいや障がいのある方への理解を深める。また、支援を必要とする方に自ら率先して支援を行う。



ふくしま共生サポーターとして

【共生社会実現のための誓い】

→障がいや障がいのある方がよく分からない方へ

理解を広めること

→障がいのある方の目線で物事を考えられるようになること

→障がいを理由とする差別かな？と思ったら相談してみることに

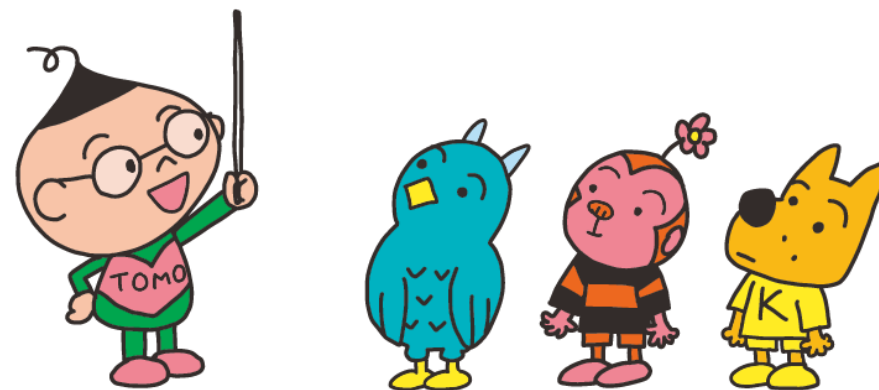
→こんな合理的配慮があったら暮らしやすいな、と考えること

など

サポーターによる講座の実施について

○サポーターは、自らが講師となり、
所属団体の職員等を対象として養成
講座を実施することができます！

※保健福祉事務所又は県障がい福祉課で実施する
養成講座を受講されたサポーターが対象となります。



【講師登録について】

講師登録の申請をされた方には、『**ふくしま共生サポーター養成講座
講師登録証**』を交付し、講師として登録します。

※講座終了後、申請書にご記入いただきます。
いただいた個人情報は、目的外には使用しません。

協賛企業・団体を募集しています

○本講座の主旨にご賛同いただき、
障がいや障がいのある方への理解促進や
普及啓発にご協力いただける企業・団体を
「ふくしま共生サポーター協賛企業・団体」
として募集しています。



協賛企業・団体ステッカー

【協賛の内容】

- (1) 所属職員を対象として、養成講座を実施すること
- (2) 養成講座講師の登録があること（所属職員のうち1名以上）
- (3) 事業所・店舗等において、協賛ステッカーを掲示すること

御清聴ありがとうございました。

